官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働四）　一
〔告　示〕
○建築基準法の規定に基づく指定認定機関の指定等をした件（国土交通一一四六）　七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ロ及びニの規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（環境八一）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係

省令

○文部科学省厚生労働省令第四号

理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十四条の規定に基づき、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月五日

文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠